

規 約

第1条 (名称・所在地)

名称をF.C カメリアといい、本部を呉市広古新開3丁目1-19に置く。

第2条 (目的)

当サッカークラブは、長期展望に基づく一貫した指導体制でサッカーを通じ、心身の健全な育成を図り、クラブ生それぞれの協調とコミュニケーションを深め、一人ひとりにスポーツの喜びを伝え、夢と才能を大切に育てながら地域への貢献ひいては日本サッカー会の発達に寄与する事を目的に、サッカー指導を行う。

第3条 (入会資格)

本人および保護者が当クラブの趣旨に賛同される中学1～3年生までの男女とする。

第4条 (指導日時)

当クラブがあらかじめ決めた曜日、時間に指導する。

1) 連休または長期の休み期間中に合宿、試合などの集中活動を行う事がある。

休止期間などについては、その都度連絡する。

第5条 (指導)

当クラブが決めた指導方法により、サッカーの指導をする。

指導方針、内容、方法等についての保護者等の意見は一切受け付けない。

第6条 (入会手続き)

クラブ入会手続きは、入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印の上当クラブに提出する。

クラブ入会手続きは、別途クラブ入会申込書を提出する。

第7条 (入会金および年会費と月会費)

入会金および年会費と月会費は別紙運営要領による。各会費は原則として 返金しないものとする。

第8条 (クラブ生の自己負担費用)

クラブ生の自己負担費用は、入会金・年会費、月会費のほかに次のものがある。

1) 練習場および試合会場までの交通費・食費・試合・遠征など。

2) チーム練習着2セット・ジャージ・ビステ・移動着・ボール

第9条 (クラブ欠席について)

欠席する場合は連絡をしてください。

第10条 (会員資格更新)

原則として所定の申込みにより、毎年更新する。

第11条 (休会)

ケガ・病気などやむを得ない事情により、1ヶ月以上休む場合は所定の休会届けを提出すること。休会届の次月より月会費は免除し、クラブ開始月より月会費を徴収する。

第12条 (退会)

退会するクラブ生は、退会の前月までに所定の退会届をクラブ事務局に提出しなければならない。

第13条 (会員資格の喪失)

連絡無しに連続二ヶ月間会費の納入がないときは、退会されたものと判断し、以降の練習参加をお断りする場合があります。

第14条 (除名)

当クラブは本規約に違反したり、クラブ生としてふさわしくないと判断した者を退会させることができる。

第15条 (保険および事故責任)

クラブ生は、当クラブの賛同負担により、入会および更新時にスポーツ安全保険に一括加入する。会員は本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定および指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して傷害、盗難などの事故が起こっても、本クラブの指導者に対して一切の損害賠償は請求しないものとする。本クラブの活動中の事故、送迎中の事故については、保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

この規約は2019年4月1日より施行する。